

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 31 日現在

機関番号：15401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26381031

研究課題名(和文) 19世紀後半イギリスにおける「浮浪児」の処遇と教育

研究課題名(英文) Care and Education for vagrant children in the late nineteenth century England

研究代表者

三時 眞貴子 (SANTOKI, MAKIKO)

広島大学・教育学研究科・准教授

研究者番号：90335711

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、19世紀後半のイギリスにおける「浮浪児」の教育実態を、浮浪児を収容した寄宿制インダストリアル・スクールに残された入学記録、退校記録、各種委員会の議事録等、これまで使われてきたことのない一次史料を用いて明らかにすることを目的とした。

マンチェスタ認定インダストリアル・スクールへの入所は浮浪児処遇の唯一の対応策ではなかったが、浮浪児を地域社会に包摂する手段としては決定的に重要な措置であった。マンチェスタ認定インダストリアル・スクールでは、本来であれば親や親方が責任を持って行う徒弟修行を学校内で行い、退校時にはほとんどすべての子どもたちを就職させることで浮浪児たちを労働者として送り出した。

研究成果の概要(英文)：This research examines how the local people tried to solve the public problem concerning the treatment of vagrant children in Manchester. In urban society, including Manchester, vagrant children were one of the most serious problems in the maintenance of public order.

The Manchester Certified Industrial Schools was the extremely important place to send vagrant children into the local community.

The children of the Manchester Certified Industrial Schools could apprentice under a master hired by the school and a high percentage of children were able to keep their jobs after leaving the school. The main objective of the Manchester Certified Industrial Schools was not to raise vagrant and destitute children in a more favourable situation or to prevent the children from entering a career of crime but to send the children into society 'successfully' as workers.

研究分野：教育学

キーワード：イギリス教育史 浮浪児 イギリス史 教育支援 児童福祉

1. 研究開始当初の背景

浮浪児、あるいはストリート・チルドレン、子どもホームレスと呼ばれる子どもの問題は今なお、先進国でもそうでない地域でも解決すべき喫緊の課題として認識されている。日本でも毎年2万人近くの19歳以下の若者が「家出人」として届け出されており、一時的であれ路上生活と関係を持つ者も少なくない。こうした子どもは犯罪と関わる可能性が高いとされ、「家出」は「非行」として道徳上あるいは法的な課題と捉えられる一方で、その中には虐待やその他の理由で「家出」せざるを得ない状況にある子どももいるとして、保護すべき対象としても認識されている。

二重のまなざしで「浮浪児」をみる捉え方は、今に始まったことではない。H.ヘンドリックは家を持たない子どもホームレスに限らず、虐待、飢餓、戦争、病気、遺棄など子どもが厳しい状況にある場合、イギリスでは19世紀以降、彼らを犠牲者とみなして保護する一方で、常に道徳や法と秩序、高潔な家族を脅かす危険な存在として認識してきたと主張している。「浮浪児」に関してはこれまで、子ども史や救貧制度に関する研究で、中世以来、篤志家や慈善団体が行ったチャリティとしての保護活動や、教区(すなわち教会も行政も)が救貧という形式で、孤児や親が育てることができない子どもを教区徒弟として徒弟修業に従事させたことが明らかにされてきた。一方で児童福祉史や犯罪史の分野では犯罪少年の処遇や実態に関する研究において、当時犯罪と法的に規定されていた「浮浪」する子どもの実態や処遇を、王立調査委員会の報告書や社会改革者の言説、雑誌記事等から浮かび上がらせてきた。実際、公衆衛生や児童福祉の重要性が声高に叫ばれ、「国民教育」の重要性が広く主張されていた19世紀半ばには「犯罪少年」を対象とする法律がイングランド史上初めて制定され、これ以降、「犯罪少年」の処遇の改善と再犯防止を目的とした政策や議論が次々に出されていく。しかし重要なのは20世紀初頭に至るまで、「浮浪児」を含めた「犯罪少年」が「極貧少年」や「(親に)見捨てられた子ども」とともにまとめられ、同じ法律、政策で対処されたという点である。このことが実際の処遇に与えた影響はいかなるものか。すなわち現在にまで続く二重のまなざしは、当時「犠牲者なき犯罪」として逮捕される運命にあった「浮浪児」の処遇にどのような影響を与えたのか、「浮浪児」の教育政策を行った国家や地方当局、実際に「浮浪児」の処遇を行った関係者たちは、彼らをどのように社会に還元しようとしたのか、この点を解明することが本研究の課題である。

2. 研究の目的

19世紀イギリスの労働者階級の教育に関する研究が、国民統合や国民国家の形成といった関心から精力的に行われてきた一方で、最底辺にいる子どもたちの教育に関しては、制度や政策は研究されていても、実態はほとんど明らかになっていない。労働者階級に教育が必要だとする理念は、18世紀後半に日曜学校運動として実践に移され、19世紀初頭には任意団体立の学校が設立されて国庫補助金を受給されるに至った。しかし後者の学校では授業料が徴収されたために最下層の家庭の子どもたちは排除されたし、日曜学校でさえも、「勤勉で正直な子ども」を対象にするという主張が前面に出され、犯罪少年や極貧の子どもたちの入学を拒否するケースが相次いだ。こうして公教育制度研究の中心となる一般の労働者階級の子弟が通う基礎学校の研究において、「浮浪児」はほとんど射程に入らないという状況が生まれた。

実態が明らかにされてこなかったもう一つの理由は、史料的制約である。19世紀半ば以降、「浮浪児」の教育を担う「教育機関」として初めて法的に定められたのは、インダストリアル・スクールである。同校は法的には「公教育学校」の一つに位置づけられていた。これらの学校に残された史料は個人情報が入り込んで盛り返されているため、史料閲覧に規制がかかっており、以前は閲覧できないものも多数あった。そのためこれまでのインダストリアル・スクール研究は学校内部の史料には頼らず、当時の社会改革者の言説や議会で招集された委員会の記録、雑誌記事等学校外の史料を用いた研究が中心であった。そこで明らかにされたのは「危険な社会的状況から子どもを引き離し、より好ましい環境で育てた」とする成功物語であり、子どもたちの教育達成度がどの程度であったのかはまったく分析されておらず、教育実態から同校を評価する研究はほとんどない。

上記の理由から本研究では当時の浮浪児処遇に関する具体的な実態の詳細を明らかにする。具体的には「犠牲者」と「危険な存在」という二つのまなざしが、浮浪児に対する処遇にどのような影響を与えたのか、当時の「浮浪児」の教育に関わった都市民、地方当局、国家は「浮浪児」をどのようにして社会に包摂しようとしたのか、本研究はこれらの課題に応えることを目的とした。

3. 研究の方法

本研究ではこれまで誰も用いたことのない

い同校の生徒記録を用いて、浮浪児が收容される経緯・理由、浮浪児に提供された教育の内容と達成度、卒業後の進路について分析した。

具体的にはマンチェスタ公文書館に残されているマンチェスタ認定インダストリアル・スクールの入学記録、退校記録、運営委員会の議事録、年次報告書等の一次史料を用いて、生徒の入学時の教育レベル・識字の程度と在学中の達成度、生徒の在学中の訓練内容と進路について明らかにし、年次報告書に記載されている国庫補助金支給のための生徒に対する試験の結果と合わせて分析した。また内務省や教育局から同校に宛てられた文書や運営委員会の議事録、年次報告書から同校で生じた教育問題を示し、学校関係者、地方当局、中央政府が行ったこれらの問題に対する対応について明らかにし、同校の教育実態について示した。

なお、研究対象であるマンチェスタ認定インダストリアル・スクールは1846年にマンチェスタの都市エリートによってボランティアに設立されたが、1858年に国庫補助金を受給する認定インダストリアル・スクールとなった。1871年には收容人数の増加を理由に分校であるバーズ・ホームを、1877年には女子のための学校をセイルに設立した。本研究ではこれら三校すべてを研究対象としたが、研究期間の関係上、中心的に検討したのは本校と女子校である。

4. 研究成果

マンチェスタ認定インダストリアル・スクール(MCIS)の目的は、保護者がいても適切な保護を得られていない子どもを社会で役立つ人材に育てること(「改善」)であり、そのことは設立当初から一九世紀末に至るまで強く意識されていた。子どもたちを「労働」に従事させることで「改善」を行うという方法は、擬似的な職業「体験」や「教室」での職業技術の教授とは異なり、実際に親方のもとで「教育的価値」のある訓練を受け、製品を作り販売することであった。この点はこうした徒弟修業的な「労働の訓練/教育」を軽視したニューカースルの事例と比較すると、MCISの特徴ともいえるだろう。もちろんマンチェスタでも子どもたちの道徳は非常に重要な問題であった。退校後の雇用者からの手紙からも、学校側の記述からも「礼儀正しく真面目な人材の輩出」が重要であったことがみとれる。これが大事にされたのは、子ども的人格形成が重視されたというよりも、生きる手段である「労働」に必須の資質であったからだと思われる。就職斡旋時だけでなく、その後も継続して追跡調査を行ったことで、学校は社会へと送り出すだけでなく、真に社会で「役に立つ」人材にするためには支援し続けることが重要だと認識した。さらに先述の史料にあるように子ども自身の

就職に関する要求に応えたいという意識も垣間見えることから、継続的に働くためには子どもの意思が重要であったと捉えていたと考えることもできよう。

本来であれば、「家庭」や「現場」の責任で行うはずの「労働の教育」を、「適切な保護を得られない子ども」に限って行政が行うというこのシステムは、「社会の一員に育てること」に誰が責任を負うのか、という問題に対して国家が示した一つの解決策でもあった。法律が定められ国家政策の一環として開始するこのシステムはしかし、まさに地方の問題であった。各地で従来から行われていたボランティア活動を基盤とし、かつそうした活動の支援者に地方行政を担っていた人々が含まれる状況の中では、私的なボランティア活動と公的な行政による支援というような区分をすることも不可能であったし、地方社会の課題にさまざまな立場の人々が「複合体」となって取り組むことは必然的なことであった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

1. SANTOKI Makiko, 'Management of and local networks for educating vagrant children: a case study on the Manchester Certified Industrial Schools in the late nineteenth century', *The East Asian Journal of British History*, vol.5, 査読有,2016, pp. 93-112.

〔学会発表〕(計 3 件)

1. Santoki Makiko, 'Who should take the response to children's vocational training?: Education in Manchester certified Industrial Schools, Anglo-Japanese Conference of Historian, 11, Aug., 2015, Japan, Osaka (大阪大学中之島センター)
2. 三時眞貴子「浮浪児の学業成績-19世紀末マンチェスタ認定インダストリアル・スクールの対抗記録簿の分析から-」教育史学会第58会大会、2014年10月5日、日本大学文理学部
3. 三時眞貴子「19世紀末マンチェスタにおける浮浪児に対する職業技術教育-光栄基礎学校との比較から-」中国四国歴史地医学協会2014年大会、2014年6月8日、広島大学文学部

〔図書〕(計1件)

1. 三時眞貴子、岩下誠、江口布由子、河合隆平、北村陽子編著『教育支援と排除の比較社会史-「生存」をめぐる家族・労働・福祉』昭和堂、2016年、206-231, 289-307

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

三時 眞貴子 (SANTOKI MAKIKO)

広島大学・大学院教育学研究科・准教授

研究者番号： 90335711